



**裁判の適正・充実・迅速化を
推進するために必要な施策等**

1 総論

1. 1 第3回報告書までの迅速化検証の経過

裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号。以下「迅速化法」という。）が施行されて8年が経過したが、この間、最高裁判所は、迅速化法8条に基づき、裁判の迅速化に係る検証（以下「迅速化検証」という。）に関する報告書を3回にわたって公表してきた。

平成21年7月に公表した第3回報告書では、民事訴訟事件については、主として審理が長期化する事件を念頭に置き、審理を長期化させる要因（以下「長期化要因」という。）につき、それまでの2回にわたる検証結果を踏まえつつ、統計データによる分析はもとより、弁護士ヒアリング結果、裁判官ヒアリング結果、各種文献等による実証的な裏付け作業を行い、(1)民事訴訟事件一般に共通する長期化要因を、①主に争点整理の長期化に関連する要因、②主に証拠収集に関連する要因、③専門的知見を要する事案に関連する要因、④裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に大別して分析・検討するとともに、(2)医事関係訴訟、建築関係訴訟といった一般に事件が長期化しがちと言われている個別事件類型に特有の長期化要因、及び、家事事件の中で審理に時間を要する遺産分割事件の長期化要因についても、分析・検討した。そして、以後の迅速化検証において、迅速化法が基盤整備法としての性格を有していることを踏まえ（迅速化法1条、2条）*1、長期化要因の妥当性を継続的に検証するとともに、それを解消するために必要な施策について検討していく方向性を示したところである（第3回報告書概況・資料編4頁参照）。

*1 迅速化法2条1項は、裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続について2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させること等为目标として、「充実した手続を実施すること」並びに「これを支える制度及び体制の整備を図ること」により行われるものとし、①運用面における関係者の取組と②必要な制度・体制の整備という総合的な方策を実施することによって裁判の迅速化を図るといふ基本的な枠組を明らかにしている（松永邦男「司法制度改革概説①司法制度改革推進法／裁判の迅速化に関する法律」335頁（商事法務、平成16年））。

そして、同条2項は、上記裁判の迅速化に係る制度・体制の整備について、「訴訟手続のその他の裁判所における手続の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所及び検察庁の人的体制の充実、国民にとって利用しやすい弁護士の体制の整備等」により行われるものとし、迅速化法3条は、国は、裁判の迅速化を推進するため必要な施策を策定・実施する責務を有し、迅速化法4条は、政府は、前条の施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないとしている。このように、迅速化法は、「基盤整備法」としての性格を有している（第1回報告書4頁）。

また、上記裁判の迅速化に係る制度・体制の整備については、具体的には、迅速化法8条に基づく最高裁判所の検証の結果等を踏まえて進められていくことになると考えられている（松永邦男・前掲335頁。迅速化法8条2項も参照。）。

なお、同項は、「裁判所…の人的体制の充実」と規定しているが、裁判所の物的体制の充実を図ることについても、上記「裁判の迅速化に係る制度・体制の整備」に含まれ得るものと考えられている（松永邦男・前掲336頁）。

1. 2 第4回報告書に向けた検証の基本方針

長期化要因を解消し裁判の一層の適正・充実・迅速化を推進するために必要な施策（以下「施策」という。）を検討するに当たっては、前記のとおり、迅速化法が基盤整備法であり、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を行うことを求めていること（同法2条1項・2項，8条1項）^{*2}も踏まえると、第1回及び第2回報告書でも指摘しているように、裁判手続に内在する制度，運用，態勢面における要因のみならず，社会・経済的背景や国民の意識といった裁判の在り方に影響を与える裁判手続外の社会的な要因についても，幅広く考慮に入れることが重要である。もっとも，それらの要因は，多方面かつ多岐にわたるため，短期間に網羅的に検討を深めることは困難であるので，まずは，裁判の適正・充実・迅速化に直接関係する裁判手続に内在する長期化要因から検討を進めることとした。

第3回報告書における迅速化検証では，前記1. 1のとおり，裁判手続に内在する長期化要因に関して検討を進めたので，同報告書公表後に開催された裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（以下「検証検討会」という。）においては，その検証結果を受けて，長期化要因について統計データ等による経年的な分析を続け，その妥当性等を継続的に確認しながら，民事訴訟事件・家事事件を中心に，考えられる施策について，総合的に検討していくこととした。

1. 3 施策検討の手法

前記1. 2の基本方針のもと，長期化要因の妥当性等についての継続的な検証結果を前提としつつ，第3回報告書で分析・検討した長期化要因を更に整理し，(1)民事訴訟事件一般に共通する長期化要因（前記1. 1第2段落(1)①から③まで）及び長期化しがちな事件類型に特有の長期化要因（前記1. 1第2段落(2)）に関する制度・運用面の施策（以下「制度・運用面の施策」という。）と，(2)民事訴訟事件・家事事件を中心とした裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因（前記1. 1第2段落(1)④）に関する施策（以下「態勢面の施策」という。）を検討することにした。

その際には，特に，態勢面に関する実情を把握し，施策検討の参考にするために，検証検討会における議論と並行して，同検討会の委員の参加を得て，規模や地域の異なる複数の裁判所や法テラスにおいて実情調査を実施し，裁判所の態勢面の実情や弁護士のアクセスの実情，国民の弁護士へのアクセスの実情等について，裁判官や弁護士等から忌憚のない意見を聴取した。

*2 迅速化法2条1項は，裁判の迅速化は，「充実した手続を実施すること」のみならず，「『これを支える』制度及び体制の整備を図ること」により行われるものとし，同条2項は，上記裁判の迅速化に係る制度・体制の整備について，「訴訟手続のその他の裁判所における手続の整備，法曹人口の大幅な増加，裁判所及び検察庁の人的体制の充実，国民にとって利用しやすい弁護士の体制の整備『等』」により行われるものとし，同法8条1項は，「最高裁判所は，～裁判所における手続に要した期間の状況，その長期化の原因その他必要な事項についての調査及び分析を通じて，裁判の迅速化に係る総合的，客観的かつ『多角的』な検証を行い」としていることに照らせば，上記のような裁判手続外の社会的要因に関わる論点についても検証作業において取り上げるに値するものと考えられる。

1. 4 施策の概要

以上のような検証検討会における議論や実情調査の結果を踏まえ、考えられる施策の概要を分類整理したものが、本章末尾の図である。

同図のとおり、考えられる施策は、(1)制度・運用面の施策と、(2)態勢面の施策に分類・整理されるが、これらはいずれも重要性の高いものであって、いわば車の両輪の関係にあるといえる（迅速化法2条1項参照）*3。

このうち、運用面の施策については、平成10年の現行民事訴訟法の施行を始めとする各種の重要な法改正を踏まえて、近年の事件の急増や困難化に対処するために、様々な運用改善の試みが既に実施されており、今回、施策として挙げられたものも、その多くは、これまでの試みの延長線上に位置づけられるものと考えられるが、裁判の適正・充実・迅速化を進めるためには、引き続き、「充実した手続の実施」（同法2条1項）すなわち運用面における関係者の取組を粘り強く進めていくことが必要であろう。

もっとも、これまでの様々な運用改善によって既に相応の成果が上がっていることもあり、既存の制度を前提にしたまま運用面の改善方策のみで裁判の適正・充実・迅速化を進めることは、困難な状況になりつつあることがうかがわれる*4。このような運用面における関係者の取組を支えるのは「制度及び体制の整備」（同法2条1項）であり、裁判の適正・充実・迅速化を推進するための施策を実施するため必要な「法制上の措置」（同法4条）が講じられれば、運用面の施策を進める上でも有用なものと考えられる*5。

そして、裁判所に持ち込まれる紛争の量・質が大きく変化し、裁判所の負担が著しく増加している中で、裁判官等の繁忙度がこれ以上増すことが裁判の迅速化や適正・充実化にとってマイナス要因となることは、検証検討会における議論や、実情調査の過程で、関係者の共通認識となっていることにかんがみれば、紛争をより一層適正迅速に処理し、国民の期待にこたえるためには、迅速化法の基本的枠組（脚注1参照）に従い、制度・運用面の施策に加えて、裁判所の人的態勢の整備等を中心とした態勢面の施策を着実に実現していくことが欠かせないものと考えられる。

以上のような観点から、本報告書においては、以下、制度・運用面の施策と態勢面の施策をできる限りバランスよく整理した上、記載することを心がけた。

- *3 なお、前掲 I 2. 2. 3脚注13でも述べたとおり、これらの施策は、検証検討会における議論に基づき、裁判の適正・充実・迅速化を図る上で有効であると考えられるものを、できる限り広範に取り上げ整理したものであり、今後、これらの施策を進めるに当たっては、別途、関係機関、団体等における十分な検討が必要になることはいうまでもない。
- *4 第3回報告書の公表時点において、民事訴訟事件の新受件数は過去最多に上ったものの、同報告書でも取り上げた運用改善等もあって、民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間は短縮化傾向にあった上、審理期間が2年を超える事件の割合及び数も減少傾向にあり、専門訴訟の平均審理期間も、医事関係訴訟、知的財産権訴訟等では、短縮化傾向にあった。もっとも、人証調べを実施して判決で終局する事件の審理期間はなお一定の水準に留まっており、審理期間が2年を超える事件も一定数残存していた。また、その後、裁判所に持ち込まれる事件は、民事訴訟事件・家事事件を中心に複雑さ・困難さを増しているところ、平均審理期間は、民事第一審訴訟（全体）については、平成22年に若干長期化に転じており、民事第一審訴訟（過払金等以外）も下げ止まりの傾向にあり、審理期間が2年を超える事件の割合も、平成21年に増加に転じた。
- *5 もとより、上記のとおり、近年、各種の重要な法改正が実施され、あるいは検討過程にあることもあり、制度面の施策については、その多くが法文化・法制度の在り方全般にも関わる検討課題という意味合いを有していることは否めないものの、社会経済情勢の変動が激しい近年の状況や迅速化法の基本的枠組に照らせば、制度面の施策は十分に検討されるべきである。

1. 5 今後の検証作業に向けて

以上のとおり、本報告書においては、制度・運用面の施策と態勢面の施策については、一定の取りまとめを行うに至ったものであり、このことはそれ自体、有意義な成果であるといえる。

もっとも、今回の裁判長期化要因及びそれに関する施策の検討は、裁判に関する統計分析や各地の法曹関係者からの意見聴取を中心とした実情調査の結果を基本的な素材として議論された、いわば司法固有の領域からのアプローチであり、そのことだけで完結的に問題が解決されるものではない。検証検討会においても、従前から、長期化要因を検討するに当たっては、裁判手続に内在する制度、運用、態勢面における要因に加えて、社会・経済的背景や国民の意識といった、司法機関においてコントロールすることが困難な論点も併せて念頭に置く必要があることが指摘されていたし、今回検討した司法固有の領域からのアプローチによる施策についても、その実現可能性への不安や、そうした施策のみでは得られる効果に限界のあることを示唆する指摘もあったところである。もとより、訴訟の量と質は、人口動態やその時々の経済状況、さらには、その時代の国民意識など司法機関においてコントロールすることが困難な事情に影響されるところが大きいが、他面、それは、紛争を予防し、あるいはそれを解決する社会全体のシステムの在りようによって、変わり得るものである。このような観点に立てば、真に実効性あるものとして裁判の適正・充実・迅速化を推進するためには、前記1. 2の基本方針でも述べたとおり、単に裁判手続に内在する制度、運用、態勢面における要因に即して施策を進めていくだけでなく、こうした裁判手続外の社会的な要因についても考察を及ぼして、その問題の構造を把握し、裁判の合理的な運営に及ぼす影響等を検討しておく必要があると思われる。

今後の検証作業においては、これらの論点も含めて、更に総合的、客観的かつ多角的に裁判の適正・充実・迅速化の推進に向けた検討を行っていく予定である。

裁判の適正・充実・迅速化の推進に必要な施策

制度・運用面

民事訴訟事件一般に関する施策

個別の事件類型に関する施策

- 争点整理関係
- 証拠収集関係
- 専門的知見関係
- 複雑困難事案等関係
- その他

- 医事関係訴訟
- 建築関係訴訟
- 労働関係訴訟
- 遺産分割事件

態勢面

裁判所に関する施策

弁護士に関する施策

- 裁判官の人的態勢の整備
- その他の裁判所職員の態勢整備
- 合議体による審理の積極的な活用
- 物的態勢の整備

- 弁護士へのアクセス
- 弁護士の執務態勢

外在的基盤

2 第3回報告書において指摘した長期化要因の継続的検証

2. 1 はじめに

第3回報告書においては、民事訴訟事件について、主として審理が長期化する事件を念頭に置き、長期化要因につき、第1回及び第2回の各報告書における検証結果を踏まえつつ、長期化要因として挙げることの合理的根拠^{*6}をできる限り示しながら、より実証的な裏付け作業を行い、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因を整理した。また、医事関係訴訟、建築関係訴訟といった、一般に事件が長期化しがちな個別事件類型についても、特有の長期化要因を更に分析した。さらに、家事事件の中でも終局までに時間を要する事件類型である遺産分割事件についても、その長期化要因を分析した。

今回の迅速化検証においては、後記3から5までのとおり、施策について総合的に検討するが、その前提として、第3回報告書で明らかになった長期化要因^{*7}が現時点においても引き続き妥当性を有していること等を、最新のデータ^{*8}等に即して確認しておく。

2. 2 民事訴訟事件一般に共通する長期化要因

2. 2. 1 主に争点整理の長期化に関連する要因

(1) はじめに

第3回報告書においては、争点整理実施率の高さ、審理期間全体に占める争点整理期間の割合の高さ等の統計データを踏まえて、争点整理に充てられる期間の長期化が審理期間全体の長期化の大きな要素であると指摘した（分析編3頁）。

この点について、平成22年の統計データ（過払金等以外事件）をみても、第3回報告書の調査期間である平成20年と同様、争点整理実施率は比較的高い割合を保っており、審理期間が6月を超える事件においては、8割近くの事件で争点整理手続が実施されている上（【図1】）、人証調べを実施して判決で終局した事件の争点整理期間（第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの期間）は、平成20年より長期化するとともに、審理期間全体に占める割合も増加している（【表2】）。その他、審理期間が長期化するに従って、争点整理期間が長くなり、争点整理期日回数も増加しているなど（【図3】、【図4】）、第3回報告書における前記指摘の前提となった傾向に変化はない。

以下、主に争点整理の長期化に関連する要因に関し、第3回報告書で指摘した事情ごとに、現時点における長期化要因の妥当性を確認する。

- *6 ここでいう合理的根拠としては、統計データ（平成20年1月から12月まで）による分析はもとより、弁護士からヒアリングを行った結果（訴え提起前や争点整理期間における活動の実情等について、最高裁判所の担当者が直接聴取したもの。全国13か所で実施。）を取りまとめたものや、裁判官からヒアリングを行った結果（第2回目の迅速化検証の際に実施。）を改めて取りまとめたもの、関連する各種文献等を活用したところである。このうち、統計データの分析に当たっては、いわゆる過払金返還請求訴訟の影響を除去したデータも活用するなど、できる限り実情に即した客観性、合理性の高いものとなるように努めた。
- *7 知的財産権訴訟に関する長期化要因については、検証検討会において、同訴訟については既に実施されている施策に加えて独自に新たな施策を検討するまでの必要はないとされたので、ここでいう施策を検討する対象となった長期化要因には該当しない（後記4.3の後の（参考）（59頁）参照）。
- *8 本報告書概況編と同様に、統計データについては、特に明記しない限りは、既済事件を対象としている。

(2) 訴訟の準備段階における事情

第3回報告書においては、訴訟の準備段階における事情として、①訴え提起前の調査・検討の困難性、②迅速な争点整理を困難にする被告側特有の事情を指摘した。

①訴え提起前の調査・検討の困難性に関しては、直近の統計データをみても、訴え提起前の証拠収集処分はほとんど利用されていない（平成22年の同処分の新受件数は78件であり、平成20年より更に減少している。【表5】）ほか、実情調査の結果に照らしても、第3回報告書において指摘した、訴え提起前に相手方との間での争点整理や証拠開示が行うことが少ないこと等の事情（分析編6頁，7頁）に大きな変化はみられない。

②迅速な争点整理を困難にする被告側特有の事情に関しては、第3回報告書において、弁護士への相談時期が遅い場合があること、原告の主張が不明確な場合には被告としては反論すべき事項が判明しないこと等を指摘しているところ（分析編7頁）、実情調査においても、被告側の弁護士へのアクセスが遅れる場合があるという実情等、第3回報告書と同様の指摘がされている。

(3) 訴訟における当事者側の事情

第3回報告書においては、訴訟における当事者側の事情として、①弁護士と依頼者との意思疎通等の困難性、②期日間の準備の短縮の困難性、③争点の絞り込みの困難性、④審理期間に影響を与える訴訟活動、⑤当事者（代理人を含む。）の意識を指摘した。

①弁護士と依頼者との意思疎通等の困難性に関しては、第3回報告書において、弁護士と依頼者との意思疎通に齟齬がある場合には、訴え提起前や期日間の準備が十分にできないことになる等のため、争点整理が長期化することもあり得ることを指摘しているところ（分析編8頁）、実情調査においても、同様の指摘がされている。

②期日間の準備の短縮の困難性に関しては、直近の統計データをみても、対席判決で終局した民事第一審訴訟（過払金等以外）の平均期日間隔は、平成20年以降も横ばいであり（【図6】）、民事第一審訴訟（全体）でも、平成20年以降横ばいであり（【図7】）、第3回報告書で指摘した状況に大きな変化はみられない。

③争点の絞り込みの困難性に関しては、第3回報告書において、当事者が法律上の判断に不必要な点まで事実を主張し、これについて争われ、争点の絞り込みが困難となって、争点整理に時間を要する場合があるという実情を指摘し（分析編9頁，10頁）、⑤当事者の意識に関しては、迅速な解決よりも真相解明を求める当事者が多い等の迅速な進行についての意識や、裁判官に心証を示しながら積極的に争点整理をしてもらいたい等の裁判所と当事者の役割分担についての弁護士の意識を指摘しているところ（分析編12頁，13頁）、これらの点については、実情調査においても、当事者の中には、裁判の迅速化よりも、むしろ自己の言い分をじっくりと時間をかけて聴いてもらいたいと考える当事者が多いという実情等、第3回報告書と同様の指摘がされている。

④審理期間に影響を与える訴訟活動に関しては、第3回報告書において、当事者が期待される訴訟活動を十分に行わない場合や、逆に必要な程度を超えた訴訟活動を行う場合には、審理期間に時間を要することになる旨を指摘しているところ（分析編11頁，12頁）、実情調査においても、弁護士の準備書面の提出が遅れる場合やその分量が必要な程度を超える場合があることが指摘されているなど、第3回報告書で指摘した状況に大きな変化はみられない。

(4) 訴訟における裁判所側の事情

第3回報告書においては、訴訟における裁判所側の事情として、①争点整理への裁判官の関与の姿勢、②和解に関する事情を指摘した。

①争点整理への裁判官の関与の姿勢に関しては、第3回報告書において、裁判官が争点整理を積極的に進めない場合があることや、その背景として真相解明や紛争の全体的な解決、当事者本人の納得等のた

めに、積極的な絞り込みをためらう場合があること等を指摘し（分析編13頁，14頁），②和解に関する事情に関しては，話し合いによる解決の可能性の見極めが困難なために，和解協議に時間を要する場合があること等を指摘しているところ（分析編14頁，15頁），実情調査においても，前記の事情について特段の変化をうかがわせる意見等は指摘されていない。

2. 2. 2 主に証拠収集に関連する要因

(1) 証拠の不足・不存在

第3回報告書においては，証拠が不足し，あるいは存在しない場合には，人証数が増えたり，主張される間接事実が多くなるなどのため，争点整理を始めとする審理に時間を要することを指摘しているところ（分析編20頁，21頁），実情調査においても，前記の事情について特段の変化をうかがわせる意見等は指摘されていない。

(2) 証拠収集の困難性

第3回報告書においては，証拠収集の困難性に関する事情として，①証拠の偏在，②個人情報保護を理由とする資料提供の拒否，③別手続で使用・作成された資料の利用上の制約を指摘した。

①証拠の偏在に関しては，直近の統計データをみても，文書提出命令申立件数は，平成20年とほぼ同水準であり（【表8】），当事者が保有する証拠を直ちに提出しない場合が少なくないことがうかがわれるほか，実情調査の結果に照らしても，第3回報告書で指摘した状況に変化はみられない。

②個人情報保護を理由とする資料提供の拒否に関しては，第3回報告書において，当事者が資料の送付を受けられない場合には，当該資料に基づいた主張を行うなどの訴訟活動ができなくなり，審理が長期化することを指摘し，③別手続で使用・作成された資料の利用上の制約に関しては，労働災害の調査や刑事事件の捜査・公判といった別手続で使用・作成された資料は，民事訴訟での利用が制限されるため，結果的に審理が長期化する場合があることを指摘しているところ（分析編22頁），実情調査においても，特に②に関し，弁護士法23条の2に基づく照会制度，調査嘱託，文書提出命令等の証拠収集制度の改善が必要であるとの意見が指摘されるなど，第3回報告書で指摘した状況を裏付ける意見が述べられている。

2. 2. 3 専門的知見を要する事案に関連する要因

(1) 争点整理段階での専門的知見の不足

第3回報告書においては，争点整理段階での専門的知見の不足に関して，①専門的知見を踏まえた争点整理に時間を要すること，②主張を行う前提となる証拠の分析等に時間を要することを指摘した。

①専門的知見を踏まえた争点整理に時間を要することに関しては，直近の統計データをみても，後記のとおり，医事関係訴訟及び建築関係訴訟では，特に高度な専門的知見を要すると考えられる鑑定実施事件及び専門委員関与事件の方が，非実施事件及び非関与事件と比べて争点整理に時間を要しているほか，第3回報告書において医学上の高度な専門的知見を要することが指摘されている交通損害賠償訴訟事件の鑑定実施事件（22.0月）でも，争点整理期間が非実施事件（10.7月）の2倍程度となっており（【図9】），第3回報告書で指摘した状況に変化はみられない。

②主張を行う前提となる証拠の分析等に時間を要することに関しては，第3回報告書において，裁判官による診療録の分析等に時間を要すること，弁護士による専門家との相談に時間を要すること等を指摘しているところ（分析編19頁），実情調査においても，医事や建築の分野で，弁護士が立証準備のために専門家の協力を円滑に得られないことがあるとの指摘がされるなど，第3回報告書で指摘した状況に

変化はみられない。

(2) 鑑定（私的鑑定を含む。）

第3回報告書においては、鑑定に関する事情として、鑑定人の確保や鑑定書の提出等に時間を要することを指摘しているところ（分析編23頁，24頁），直近の統計データをみても、後記のとおり、医事関係訴訟及び建築関係訴訟において、鑑定人の選任及び鑑定書の提出に時間を要していることがうかがわれるほか、鑑定の実施率が比較的高い交通損害賠償訴訟事件においても、人証調べを実施して判決で終局した事件についてみると、鑑定実施事件の平均審理期間（36.7月）が非実施事件（12.1月）の3倍以上と長く（【表10】），特に鑑定が実施されることが多い人証調べ終了から口頭弁論終了までの期間（8.1月）は、非実施事件（2.0月）の4倍以上となっている（【図9】）。また、実情調査においても、鑑定人の選任に難航する機会が多いことや弁護士が私的鑑定書の作成に協力してもらえる専門家を確保することは容易でないことが指摘されており、第3回報告書で指摘した状況に変化はみられない。

2. 2. 4 争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案に関連する要因

(1) 争点又は当事者多数の事案

第3回報告書においては、争点又は当事者多数の事案では、整理すべき主張の量が多い上、多数の争点ごとに個別に書証等の整理や主張との対比等を行わなければならないため時間を要すること、当事者や関係者が多数になると、期日指定にも支障が生じることを指摘しているところ（分析編15頁，16頁），直近の統計データをみても、当事者数が増えると、平均審理期間もおおむね長くなる傾向にあり（【図11】，【図12】），さらに、人証調べを実施して判決で終局した事件について、各手続段階の平均期間をみると、当事者数が増えるに従って争点整理手続の平均期間が長くなる傾向にある（【図13】，【図14】）。さらに、実情調査においても、争点多数の事案では、多くの論点を順序立てて整理する必要があり、また、当事者多数の事案では、多面的対立関係にある各当事者の主張を整理する必要があり、争点整理手続に大きな労力を要するという実情等、第3回報告書と同様の指摘がされている。

(2) 先端的で複雑困難な問題を含む事案

第3回報告書においては、先端的で複雑困難な問題を含む事案では、その紛争の社会的背景等についても主張・立証されるため、主張や証拠の量が大部となることに加え、専門的知見を要したり、関係者や争点が多いなどの事情も相まって、争点整理が長期化することを指摘しているところ（分析編19頁，20頁），実情調査においても、IT関係事件や金融取引関係訴訟等、複雑困難な問題を含む事案では、事案の理解や争点整理手続に手間がかかるという実情が指摘されるなど、第3回報告書で指摘した状況に変化はみられない。

2. 3 個別の事件類型に特有の長期化要因

2. 3. 1 医事関係訴訟に特有の長期化要因

(1) 専門的知見の不足による争点整理の長期化

専門的知見の不足による争点整理の長期化に関しては、直近の統計データをみても、人証調べを実施して判決で終局した医事関係訴訟の平均争点整理期間（18.7月）は、民事第一審訴訟（全体。11.9月）の1.6倍程度となっている上（【図15】），民事第一審訴訟と比べて、平均争点整理期日回数も多く（【図1

6]), かつ, 平均期日間隔も長くなっている (【表17】)。また, 医事関係訴訟において, 特に高度な専門的知見が要求される鑑定実施事件及び専門委員関与事件は, 鑑定非実施事件及び専門委員非関与事件と比べて, 争点整理期間が長く, かつ, 争点整理期日回数も多くなっており (【図16】, 【図18】, 【図19】), 第3回報告書で指摘した状況に変化はみられない。

(2) 証拠の偏在

証拠の偏在に関し, 医事関係訴訟における証拠保全実施事件の割合は平成20年以降も低下し (【表20】), 第3回報告書で指摘した診療記録の開示制度の利用が更に進んでいることがうかがわれるものの, 近年その低下率は鈍化している。また, 同報告書で指摘した, 原告側による主要な人証 (被告側の医師等) へのアクセスにはおのずから制約があることや, 診療記録の入手及びその分析等には相当の労力と時間を要すること等の事情について, 特段の変化をうかがわせる意見等は, 実情調査においても指摘されておらず, これらの事情は, 原告側の主張・立証に要する期間に影響を与えているものと考えられる。

(3) 鑑定の長期化

鑑定の長期化に関し, 直近の医事関係訴訟の鑑定実施事件の統計データをみると, 鑑定が実施されることが多い人証調べ終了から口頭弁論終了までの期間 (21.2月) が, 非実施事件 (3.7月) の6倍程度となっている (【図18】)。また, 鑑定に要する期間を段階別にみると, 第3回報告書で紹介した統計データに比べ, 鑑定人指定から鑑定書提出までの期間が4.3月から4.5月に若干長期化している上, 鑑定採用決定から鑑定人指定までの期間も, 4.2月から5.6月に長期化しており (【図21】), 鑑定の各段階に時間を要している状況に変化はみられない。

(4) 感情的対立

第3回報告書においては, 医事関係訴訟は, 当事者間の感情的なあつれきが生じやすい訴訟類型であり, このことが審理の長期化を招く一因になっていると考えられる旨指摘した上, その裏付けの一例として, 同訴訟の上訴率及び上訴事件割合が民事第一審訴訟 (全体) と比べて高いことを紹介しているところ (分析編53頁, 54頁), 直近の統計データをみても, 状況に変化はみられない (前掲Ⅱ 2. 2. 1 【図15】 参照)。

2. 3. 2 建築関係訴訟に特有の長期化要因

(1) 専門的知見の不足による争点整理の長期化

専門的知見の不足による争点整理の長期化に関しては, 直近の統計データをみても, 建築関係訴訟において調停に付された事件の割合や専門委員関与率は, 民事第一審訴訟 (過払金等以外) と比べて高い上 (【図22】, 【図23】), 特に高度な専門的知見が要求される瑕疵主張のある建築関係訴訟では, 瑕疵主張のない同訴訟と比べて, 争点整理期間が長く, かつ, 争点整理期日回数も多くなっており (【図24】, 【図25】), 第3回報告書で指摘した状況に変化はみられない。

(2) 争点多数

第3回報告書においては, 建築関係訴訟では, 争点が多数に及ぶ場合が多く, このことが審理の長期化を招いていると指摘しているところ (分析編59頁), 訴額が高い事件ほど, 瑕疵等の争点が多数のケースが多いと考えられることから (同60頁), 訴額別の統計データをみると, 訴額が高くなるに従い, 争点整理期間が長くなっている上 (【図26】), 平均争点整理期日回数も増加し (【図27】), かつ, 平均期日間隔もおおむね長くなっており (【図28】), 第3回報告書で指摘した状況に変化はみられない。

(3) 客観的証拠の不足

客観的証拠の不足に関しては, 直近の統計データをみても, 建築関係訴訟の人証調べ実施率は, 民事第一審訴訟 (過払金等以外) より1割以上高い上, 平均人証数も若干多い (【表29】)。この点は, 建築関

係訴訟の複雑困難性による影響も勘案する必要はあるが、契約書等の客観的証拠の不足も影響しているのではないと思われる上、実情調査においても、第3回報告書で指摘した状況について、特段の変化をうかがわせる意見等は指摘されていない。

(4) 鑑定長期化

鑑定の長期化に関し、鑑定実施率が高い瑕疵主張のある建築関係訴訟について、直近の統計データをみると、人証調べを実施して判決で終局した鑑定実施事件の平均審理期間（57.0月）は、非実施事件（30.5月）の2倍近くとなっている（【図30】）ほか、鑑定の段階別の期間をみても、第3回報告書で指摘した状況に、大きな変化はみられない（【図21】）。なお、鑑定採用決定から鑑定人指定までの期間は、3.0月と、第3回報告書で紹介した統計データ（3.7月）よりも短縮化しているものの、後記3.3.4(2)のとおり、人証調べ終了と同時に本格的に鑑定人選任に着手するケースも相当数存在すると考えられることから、鑑定採用と鑑定人指定が同日に行われている事件（ただし、人証調べ実施後に鑑定を実施した事件に限る。）について、人証調べ終了日から鑑定人指定までの期間をみると、8.7月を要しており、鑑定人確保の困難性の問題についても、解消に至ったとはいえないと考えられる。）。

(5) 感情的対立

第3回報告書においては、建築関係訴訟では、施主の建物への思い入れが強く、不満がすべて瑕疵として主張される場合があるなど、当事者間の感情的対立が激しいことが長期化要因となり得る旨指摘した上、その裏付けの一例として、同訴訟の上訴率及び上訴事件割合が民事第一審訴訟（全体）と比べて高いことを紹介しているところ（分析編68頁）、直近の統計データをみても、状況に変化はみられない（【図31】）。

2.3.3 労働関係訴訟に特有の長期化要因

(1) 争点に対する判断の質的・量的困難性

第3回報告書においては、労働関係訴訟では、判断の枠組みに規範的要件が用いられていることが多く、その該当性を立証するために長期間にわたる多数の具体的事実が主張されることが多いなど、争点に対する判断が質的・量的に困難であることを指摘しているところ（分析編78頁、79頁）、直近の統計データをみても、同訴訟の合議率（13.0%）は、民事第一審訴訟（過払金等以外。5.2%）の2.5倍となっている上（【図32】）、争点整理実施率も高く（【図33】）、かつ、争点整理期日回数も多くなっており（【図34】）、第3回報告書で指摘した状況に変化はみられない。

(2) 原告多数

第3回報告書においては、労働関係訴訟では、原告が多数の場合が多いことが長期化要因の一つとなっていると指摘しているところ（分析編82頁）、直近の統計データをみても、同訴訟における原告複数の事件の割合は、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比べて高い上（【図35】）、原告数が多いほど平均審理期間が長くなる傾向がみられ（【図36】）、また、手続段階別にみても、原告数が多いほど争点整理期間及び人証調べ期間がおおむね長くなっており（【図37】）、第3回報告書で指摘した状況に変化はみられない。

(3) 立証の困難性

第3回報告書において、長期間にわたる事実に関して客観的証拠が不存在であったり、証拠が偏在し、又は不足して立証が困難であることを指摘しているところ（分析編82頁、83頁）、直近の統計データをみても、労働関係訴訟（欠席判決で終局した事件を除く。）における人証調べ実施率（35.9%）は、民事第一審訴訟（過払金等以外。22.8%）の1.6倍程度と高い上、平均人証数も多く（【表38】）、かつ、人証数が2人以上の事件の割合も高くなっている（【図39】）。また、人証数が多いほど平均審理期間もおおむね長くなっており（【図40】）、以上の統計データは、労働関係訴訟において客観的証拠が不存在であつ

たり、証拠が偏在・不足しているという事情も影響しているのではないかと思われる。

(4) 当事者間の対立

第3回報告書においては、労働関係訴訟は、当事者間の対立が激しいことから、原告にとっての裁判の目的が、当該事案の解決だけでなく、原告の名誉を回復することや使用者である被告の行為の不当性を広く社会に訴えることにある場合があり、このことが審理の長期化を招く一因になっていると考えられる旨指摘した上、その裏付けの一例として、同訴訟の上訴率及び上訴事件割合が民事第一審訴訟（全体）と比べて高いことを紹介しているところ（分析編85頁）、直近の統計データをみても、状況に変化はみられない（前掲Ⅱ 2. 2. 4【図14】参照）。

2. 3. 4 遺産分割事件に特有の長期化要因

(1) 前提問題等の関連事件待ち

第3回報告書においては、相続人や遺産の範囲等の前提問題や当事者の後見開始等の関連事件の結論を待つことが、遺産分割事件の審理の長期化要因の一つとなっていることを指摘しているところ（分析編134頁、135頁）、実情調査においても、遺産分割事件では、前提問題や付随問題があるなどの要因が複合して長期化している事件が多いことが指摘されるなど、第3回報告書で指摘した状況に変化はみられない。

(2) 付随問題についての調整

第3回報告書においては、被相続人の葬儀費用の負担等の付随問題についての調整が、遺産分割事件の審理の長期化要因の一つとなっていることを指摘しているところ（分析編136頁）、実情調査においても、前記(1)に掲記した実情が指摘されるなど、第3回報告書で指摘した状況に変化はみられない。

(3) 当事者多数

第3回報告書においては、遺産分割事件では、当事者が多数の場合が多く、このことが審理の長期化要因の一つとなっていることを指摘しているところ（分析編136頁）、直近の統計データをみても、当事者数が4人以上の事件が半数以上を占めている上、当事者数が多くなるほど平均審理期間がおおむね長くなるという傾向がみられ（【表41】）、第3回報告書で指摘した状況に変化はみられない。

(4) 物件多数

第3回報告書においては、遺産物件の数が多いたことが遺産分割事件の審理の長期化要因の一つとなっていることを指摘しているところ（分析編137頁）、個々の遺産物件の額にもよるものの、遺産物件が多数に及ぶほど、遺産額が高くなるケースが多いと考えられることから、遺産額別の平均審理期間をみると、遺産額が多くなるほど、平均審理期間が長くなる傾向がある（【表42】）など、第3回報告書で指摘した状況に変化はみられない。

(5) 特別受益・寄与分についての主張

第3回報告書においては、特別受益や寄与分の主張がされた場合には、審理に時間を要することを指摘しているところ（分析編138頁）、直近の統計データをみても、調停又は審判で特別受益が考慮された事件の平均審理期間（20.9月）は、考慮されなかった事件（12.6月）の1.7倍程度と長く（【表43】）、また、同様に、調停又は審判で寄与分の定めのある事件の平均審理期間（26.9月）は、定めのない事件（12.9月）の2倍以上となっており（【表44】）、第3回報告書で指摘した状況に変化はみられない。

(6) 感情的対立

第3回報告書においては、遺産分割事件では、家事事件特有の当事者間の感情的な対立が現れることが多く、審理が長期化すると考えられる旨指摘しているところ（分析編139頁）、実情調査においても、遺産分割事件の長期化要因としては、感情的対立がある事件が最も多いと指摘されているなど、第3回

報告書で指摘した状況に変化はみられない。

2. 4 裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因

裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因については、第3回報告書において、以下の各事情を挙げた上、これらが審理期間を長期化させる要因となっている可能性があるとして指摘しているため、本項目では、これらの事情について、実情調査の結果や直近の統計データ等をも踏まえつつ、更に検討を深めることとしたい。

2. 4. 1 裁判所の執務態勢等に関連する要因

(1) 裁判官等の不足

第3回報告書においては、担当裁判官が多数の事件を抱えていて繁忙な状態にあることが、期日の指定を困難にし、期日間隔については審理期間を長期化させる要因の一つとなっている可能性があるとして指摘している（分析編24頁）。これらの事情のうち、裁判官の繁忙状況については、事件数や審理期間の動向等を見ることにより、ある程度統計データに基づく分析を行うことが可能であるものの、裁判官の繁忙状況が審理期間の長期化にどのように影響しているかという点については、今後、裁判官の態勢整備が図られた際に、裁判官の繁忙状況の緩和と審理期間との関係を分析することが考えられるものの、現時点では、統計データに基づく分析を行うことは困難である^{*9}。もっとも、実情調査においては、事件数が依然として高水準にある中、裁判官は多数の手持ち事件を抱え、裁判官の執務時間内は、弁論期日や弁論準備手続期日で隔々まで埋まっている上、事案の理解や争点整理に手間のかかる複雑困難事件が増加していることが指摘されており、このような実情を踏まえると、裁判官の態勢整備を図り、裁判官の手持ち事件数を減らすことが、充実した、かつ迅速な事件処理に寄与する可能性が高い。また、実情調査においても指摘されているとおり、今後、中長期的に事件数が増加する可能性があり^{*10}、これに伴い、裁判官の手持ち事件数が現状以上に増加することも考えられる。さらに、実情調査においては、裁判官及び弁護士の実感として、現状以上に裁判官が繁忙となると、争点整理に積極的に関与することが困難となったり、人証調べのためのまとまった時間を確保することが困難となり、人証調べまでの期間が長くなることや、裁判官の繁忙により記録の検討が不十分になると、争点整理において的確な釈明が困難となり、争点整理が長期化すること等、裁判官の繁忙により審理が長期化する場合があることが指摘されているところ、これらの実務感覚は、第3回報告書において主に争点整理の長期化に関連する要因として指摘した争点整理への裁判官の関与の姿勢等、これまでの検証結果に照らしても、違和感のないものである。以上によれば、やはり裁判官等の不足が審理期間に大きな影響を与える要因の一つである可能性が高いと考えられる。

なお、第3回報告書においては、裁判官の繁忙により裁判官が現地に赴く回数が少なくなっている可能性があるとして指摘しているところ（分析編24頁、25頁）、実情調査においては、弁護士の一部から、現地見分があまり実施されていないという意見もみられたものの、裁判官及び弁護士の双方から、現地を見

*9 第1回報告書においては、担当裁判官一人当たりの民事訴訟事件数と、平均審理期間、平均全期日回数、平均期日間隔との関係について、ごく概括的ながらも一度分析を行っているが（第1回報告書153頁、154頁）、その際には、担当裁判官一人当たりの民事訴訟事件数と平均審理期間等との間に特段の関係を見出すことはできなかった（なお、同報告書では、裁判官によって担当している事件の種類が区々であることから、一人当たりの民事訴訟事件数が、その庁の裁判官の事務負担の実態を示すものではないことを付言している。）。

*10 後記5.1.1(2)のとおり、長期的・大局的にみると、新受件数と弁護士数との間には、ある程度の相関関係が認められる。

分する必要のある事件では現地見分が実施されているとの指摘もされており、裁判官の繁忙により現地見分の実施率が低いという実情は、明らかにならなかった。

(2) 専門的知見の取得や法的調査のための態勢の不足

第3回報告書においては、専門的知見を取得したり法的調査を行ったりする場面において裁判体を側面からサポートする態勢が必ずしも十分でなく、このことが審理期間を長期化させる要因の一つとなっている可能性があるとの指摘している（分析編25頁）。このようなサポート態勢の不足が審理期間にどのような影響を与えるかについても、全庁的にこのようなサポート態勢のない現状においては、直ちに統計データに基づく分析を行うことは困難であるが、一例として、医事関係訴訟の平均審理期間について集中部設置庁及び非設置庁別にみると、後記4. 1. 4(2)のとおり、平成17年から平成21年にかけて、一貫して、集中部設置庁の方が非設置庁よりも短くなっており、専門的知見の取得に関する裁判所のサポート態勢の充実度が審理期間に影響を与えていることがうかがわれる。また、実情調査においても、専門訴訟では、裁判所が専門分野に関する情報収集能力を向上させ、裁判所が審理を主導しなければ、審理が円滑に進まないことが指摘されており、専門的知見の取得や法的調査のための態勢の不足が審理期間に影響を与える要因の一つであることがうかがわれる。

(3) 合議体による審理の活用不十分

第3回報告書においては、合議体による審理が十分に活用されておらず、このことが審理期間を長期化させる要因の一つになっている可能性があるとの指摘しているところ（分析編27頁）、直近の統計データをみても、民事第一審訴訟（過払金等以外）の合議率（5.2%）は、平成20年（6.5%）と比べて、更に低下している上、単独事件で2年を超える審理期間を要した事件も5516件と、依然として多い（【表45】、【表46】）。もっとも、これらの統計データのみから、合議体による審理の活用不十分が審理期間に影響を与えているものと断定することはできないものの、実情調査においては、複雑困難事件が増加傾向にあるところ、実際に合議体による審理をより一層活用することにより、当該民事部全体の長期未済事件の減少につながったことが、複数の庁の実例として紹介されており、このような実情をも踏まえると、合議体による審理の活用不十分が審理期間に大きな影響を与える要因の一つである可能性は高いと考えられる。

(4) 法廷等の不足

第3回報告書においては、法廷等の不足が審理期間に影響を及ぼしている可能性も考えられるとの指摘している（分析編27頁）。この点についても、直ちに統計データに基づく分析を行うことは困難であるものの、実情調査においては、法廷等の数が不足しているため、使用可能な日として割り当てられている曜日が限られていることや、1か月先まで法廷等が埋まっていることが指摘されており、このような実情を踏まえると、法廷等の不足が期日の指定に影響を与えることが容易に推測できる。また、実情調査においては、裁判官等の実感として、法廷等の数が不足しているためその確保に苦労していることや、裁判官室から法廷等への動線の悪いことが指摘された上、これによる審理期間への影響に関して、法廷等の数が不足し、これらの空きがないために期日が入らない場合があることが指摘されており、法廷等の不足が審理期間に影響を与える要因の一つであることがうかがわれる。

2. 4. 2 弁護士の執務態勢等に関連する要因

(1) 弁護士へのアクセスの遅れ

第3回報告書においては、弁護士へのアクセスが遅れると、訴え提起前の準備が不十分になったり、訴状に対する答弁の準備が遅れたりするといった事態になりかねず、審理が長期化する可能性があるとの指摘している（分析編28頁）。このようなアクセスの遅れと審理期間の因果関係についても、直ちに統計

データに基づく分析を行うことは難しいが、実情調査においては、弁護士へのアクセスが遅れた場合には、第1回目の期日準備が不十分になり、また、事件の全体像の把握に支障が生じ、紛争解決に要する時間が長期化することや、本人訴訟では、当事者の主張・立証を軌道に乗せるのに相当の時間を要することが指摘されているほか、第3回報告書で指摘したとおり、弁護士は訴訟の準備に相当期間を要しているという実情をも踏まえると、やはり、弁護士へのアクセスの遅れが審理期間に影響を与える要因の一つであることがうかがわれる。

(2) 弁護士の負担の過重さ

第3回報告書においては、弁護士に過重な負担があつて繁忙な場合、訴訟の準備が不十分になることや、期日が入りにくくなって期日間隔が長くなることが考えられると指摘しているところ（分析編29頁）、これらの事情のうち、弁護士の負担状況については、直近の統計データをみても、特に、地方部では、弁護士一人当たりの手持ち訴訟事件数が多いことがうかがわれる（【表47】）。また、このような弁護士の負担の過重さが審理期間にどのように影響を与えているかという点については、直ちに統計データに基づく分析を行うことは難しいが、実情調査では、裁判官及び弁護士の双方から、弁護士の繁忙の影響で期日調整が困難となることが指摘されており、このような実情を踏まえると、裁判官の繁忙状況と同様に、弁護士の負担の過重さが期日の指定に影響を与えることが推測できる。加えて、実情調査においても、弁護士が繁忙となると、書面作成が遅れることがあることが指摘されており、弁護士の負担の過重さが審理期間に影響を与える要因の一つであることがうかがわれる。

2. 5 まとめ

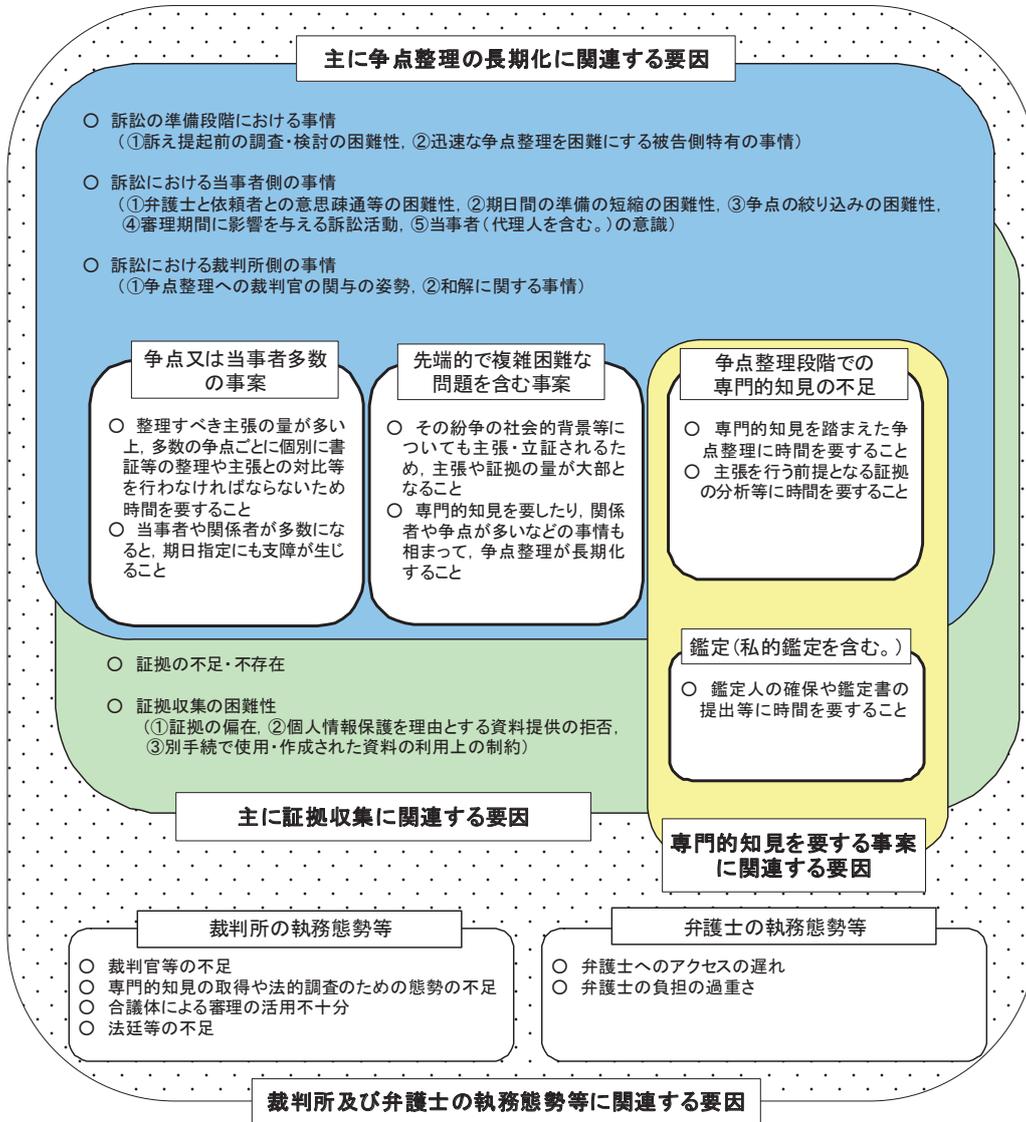
以上のとおり、施策を検討する対象となった長期化要因について、改めてその妥当性等を検証したところ、この2年間で第3回報告書における分析・整理の前提に大きな変化は生じておらず、第3回報告書で明らかになった長期化要因は、基本的に現時点においても妥当することが確認できた。

また、裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因については、第3回報告書においては長期化要因となっている可能性があることを指摘するのにとどまっていたところであるが、今回、実情調査の結果や最新の統計データ等をも踏まえつつ更に検討を深めたところ、長期化要因となっている可能性が高いことが確認できた。

このようにして妥当性等が検証された長期化要因を改めて図示したものが、次頁の図である。

民事訴訟事件の長期化要因

<民事訴訟事件一般に共通する長期化要因>



<個別の事件類型に特有の長期化要因>

